

## 金沢市監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 12 日

金沢市監査委員 加藤 弘行  
金沢市監査委員 中村 哲郎  
金沢市監査委員 高村 佳伸  
金沢市監査委員 森 一敏

### 1 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があつた年月日 令和 7 年 7 月 18 日  
(2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局文化政策課  
(3) 監査結果の公表年月日 令和 6 年 8 月 21 日（令和 6 年監査公表第 11 号）  
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）				
<p>消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が 2 年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1"><tr><td>課名</td><td>監査対象箇所</td></tr><tr><td>文化政策課</td><td>金沢歌劇座</td></tr></table>	課名	監査対象箇所	文化政策課	金沢歌劇座	<p>指摘のあった消防用設備の不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課名	監査対象箇所				
文化政策課	金沢歌劇座				
<p>消防査察結果について、次の施設において査察時の不備が改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1"><tr><td>課名</td><td>監査対象箇所</td></tr><tr><td>文化政策課</td><td>金沢歌劇座</td></tr></table>	課名	監査対象箇所	文化政策課	金沢歌劇座	<p>指摘のあった消防査察時の不備については、改修を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課名	監査対象箇所				
文化政策課	金沢歌劇座				